

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年1月23日提出
【ファンド名】	明治安田ウエリントン・世界イノベーション株式ファンド
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西尾 友宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03-6700-4111
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

内国投資信託「明治安田ウエリントン・世界イノベーション株式ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につき、信託の終了（以下、「繰上償還」といいます。）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）繰上償還の年月日

2024年3月19日（予定）

2024年2月21日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決された場合、繰上償還を行います。

（ロ）繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは、2021年3月26日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、当ファンドの受益権口数は、投資信託約款の解約事由となる受益権の総口数（10億口）を下回っています。現在の当ファンドの資産規模では効率的な運用の維持が困難な状況となることが予想されることから、今後、受益者の皆さまに十分なサービスを提供できなくなることが懸念されます。

そのため、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、ファンドの信託を終了し、お預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆さまにとって有利と判断いたしました。

したがって、投資信託約款の規定に基づき、2024年1月25日現在の受益者を対象に書面決議による信託終了（繰上償還）の手続きを開始することを決定いたしました。

（ハ）繰上償還にかかる情報の受益者への提供

2024年1月25日現在の当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対して、信託終了（繰上償還）に係る情報を記載した書面を交付いたします。

以上